

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書

高松市長 殿

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の給付申請に際し、支給市区町村を変更し、住民票所在市区町村に対して代理申請があったとしても、代理申請者に対し支給しないことを求めます。
そのために必要な情報を関係都道府県及び関係市区町村に提供することに同意します。
提出日を記載してください。
平成 28年 〇〇月 〇〇日

(フリガナ)		生年月日 (西暦)	申出者及び同伴者が 現在居住している住所(未届)
氏 名			
申出者	タカマツ ハナコ	S58年 〇〇月 〇〇日	高松市番町一丁目〇〇番〇〇号 電話 087 (839) ××××
	高松花子		
同伴者	タカマツ タロウ	H20年 〇〇月 〇〇日	
	高松太郎		
同伴者		年 月 日	平成27年1月1日に申出者及び同伴者の 住民票に記載されている住所
同伴者		年 月 日	
配偶者からの暴力を理由に避難していることに 関連して受けている措置等の種類		<ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置 	
配偶者と生計を別にした日		<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年1月1日以前 2. 平成27年1月2日以降 	
平成27年度臨時福祉給付金の申請の際に 同様の申出を本市町村に行っていますか。		<ol style="list-style-type: none"> 1. 行っている。 2. 行っていない。 	

**1, 2については添付書類が必要です。
なお、平成27年度臨時福祉給付金申請に際し、
同様の手続きを行っている場合は、添付の必要
はありません。**

1については添付書類が必要です。

※市区町村記入欄

受付日	該当する事例	保険証の写しの 提出があった日	備考
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行 3. 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置 	平成 年 月 日	

●申出は、配偶者からの暴力を理由に避難している方で、下記の方が行うことができます。

- ① 平成27年1月1日以前に避難し、配偶者と生計を別にされたが、諸事情により平成27年1月1日までに現在居住している市区町村へ住民票を移すことができなかった方
- ② 平成27年1月2日以降に避難し、配偶者と生計を別にされた方

●現在居住している住所(未届)及び電話番号については、住民票に記載されている市区町村へはお知らせしません。

●太枠内を記入してください。

●申出先の欄には、申出者及び同伴者が現在居住している市区町村名を記入してください。(例:「△△市長 殿」)

●年月日の欄には、申出書を提出する年月日を記入してください。(例:「平成28年2月8日」)

●同伴者の欄には、基準日時時点で住民票に記載されている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者について記入してください。

●「配偶者からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1又は2を選択した場合は、措置等を受けていることが確認できる書類を添付してください(1については、裁判所の保護命令決定書の謄本又は正本、2については、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書。平成27年度臨時福祉給付金の申請の際に同様の申出を本市町村に行っている場合は、添付する必要はありません。)

同伴者がいる場合は、当該同伴者に係る書類も合わせて添付してください(裁判所の発する子又は親族等への接近禁止に係る保護命令決定書の謄本又は正本、婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書等。申出者分の書類で確認できる場合及び平成27年度臨時福祉給付金の申請の際に同様の申出を本市町村に行っている場合は、別途添付する必要はありません。)

3を選択した場合は、申出先市区町村の年金生活者等支援臨時福祉給付金担当窓口から住民基本台帳担当窓口当該の有無を確認するため、特段書類は必要ありません。

●「配偶者と生計を別にした日」欄は、該当する番号に○をつけてください。

1を選択した場合は、平成27年1月1日以前に生計を別にしたことが確認できる資料を添付してください(施設等入所者の方は、婦人相談所が発行する一時保護証明書等又は配偶者からの暴力を理由に避難している者の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書、それ以外の方はご自身名義の公共料金の納付証明書等。保険証の写し等で確認できる場合及び平成27年度臨時福祉給付金の申請の際に同様の申出を本市町村に行っている場合は、別途これらを添付する必要はありません。)

2を選択した場合は、特段書類は必要ありません。

●下記のいずれかが確認できる保険証の写し(同伴者分を含む。)を添付してください。(平成27年度臨時福祉給付金の申請の際に同様の申出を本市町村に行っている場合は、添付する必要はありません。)

・配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること

・健康保険、船員保険、国家公務員共済、地方公務員等共済等について、配偶者の被扶養者となっていないこと

**独立した医療保険証は必須要件となりますが、
申し出時に間に合わない場合には、給付金申請時までにご用意ください。**